

尾道市公共施設等総合管理計画 個別施設計画

大分類： 8 医療福祉系施設

中分類： 14 医療系施設

令和3年3月

広島県尾道市

(市民病院・公立みつぎ総合病院・健康推進課)

【目次】

- 1 個別施設計画策定の趣旨及び概要
 - (1) 策定の趣旨
 - (2) 計画概要と計画期間

- 2 対象となる施設一覧及び概要
 - (1) 対象施設一覧
 - (2) 対象施設配置図
 - (3) 対象施設の役割

- 3 各種分析結果
 - (1) 劣化状況
 - (2) 安全性（耐震性、危険区域）に関する状況
 - (3) 機能性（施設設備、環境性能、バリアフリー等）に関する状況
 - (4) 利用状況
 - (5) コスト状況

- 4 今後の基本的な方向性
 - (1) 現状と課題
 - (2) 今後の施設の考え方
 - (3) 検討すべき方向性と実施時期

1 個別施設計画策定の主旨及び概要

(1) 策定の趣旨

尾道市が保有する公共建築物やインフラ資産は、今後、大量に更新時期を迎えます。厳しい財政状況や人口減少等による利用需要の変化等が見込まれるなか、公共建築物やインフラ資産の長期的視点による更新統廃合等を計画的に実施し、財政負担の軽減と平準化及び施設の適切な配置を実現する必要があります。

尾道市は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、平成28年度に「尾道市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）」を策定しました。

総合管理計画の4つの基本原則とこれを踏まえた実施方針、施設類型ごとの管理に関する基本方針に基づき、個別施設計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。

(2) 計画概要と計画期間

本計画は、総合管理計画「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針」で規定される施設類型「4-8 医療福祉系施設」の医療系施設について、施設の現状、役割、課題を整理し、今後の各施設の基本的な方向性及び考え方を示したものです。

本計画に基づく各施設のあり方の具体的な検討や実施については、議会及び市民との問題意識や情報の共有化を図りながら、取り組むこととします。

計画期間は、総合管理計画と同期を図るため、本計画策定時から令和28年度までとしますが、社会情勢の変化や社会的ニーズに基づき、必要に応じて計画の改定を行うとともに、各期（短期・中期・長期）に改定を行うこととします。

2 対象施設の一覧及び役割

(1) 対象施設一覧表（別紙1）

(2) 対象施設配置図（別紙2）

(3) 対象施設の役割

ア 市民病院は、市民の健康保持に必要な医療を安定的に提供するために設置され、尾道市のみならず尾三医療圏全域、福山市等の広域から患者を受け入れています。救急告示病院としても、市民が必要とする急性期の医療を安全に提供する役割を担っています。

また、市民病院では尾道方式を中心とする地域連携に重点を置き、地域医療支援病院の指定を受けて、尾三医療圏域における地域医療を支えています。

イ 公立みつぎ総合病院は、尾道市御調町を中心に周辺の5市1町を診療圏域とする地域の中核的総合病院です。高度医療から救急医療、退院後は在宅医療・ケアを積

極的に行い、院内には回復期リハビリテーション病棟、緩和ケア病棟、療養型病棟も設置し、地域住民の幅広いニーズに応えています。

また、地域包括ケアシステムの中心施設としての役割も担っており、病院外施設の公立みつぎ総合病院保健福祉総合施設（介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、ケアハウス、グループホーム等）と、行政部門である御調保健福祉センター等が一体となって、地域包括ケアシステムを構築しています。

ウ 市民病院附属瀬戸田診療所（以下、「瀬戸田診療所」という。）は、平成21年4月に広島県から尾道市に移管された診療所で、瀬戸田及び因島の周辺地域の病院や医院と協力して地域医療を担う施設として、地域に根差した医療の提供に努めており、地域医療にとって重要な施設となっています。

エ 夜間救急診療所は平成26年4月1日より市民病院から尾道市総合福祉センターの敷地内に移転し、毎日20時から23時まで内科・外科の2科体制で夜間の急病やケガなどの一次救急を担っています。

3 各種分析結果

(1) 劣化状況

ア 市民病院は、昭和58年に現在の新高山に移転し開院しました。平成11年に新館を増築し、平成18年に救急棟を設立しました。建築年数の古い本館については、建物や設備等の老朽化が進んでいます。新館及び救急棟については、空調等の設備に経年による劣化が見られます。

イ 公立みつぎ総合病院は、昭和31年に開院し、昭和42年に全面改修工事を行い、以後第15次の増改築を経て、1号館から6号館で構成される現在の形に至りました。1号館をはじめとして、古い建物から順に施設・設備ともに老朽化が進んでいます。

ウ 瀬戸田診療所は、平成24年度に新診療所として新築整備を行っており、夜間救急診療所についても平成26年に現在の場所に新築移転しており、どちらも比較的新しい施設と言えます。

(2) 安全性（耐震性、危険区域）に関する状況

ア 市民病院の建物は、全館新耐震基準で立地も災害危険区域の指定を受けていない場所にあり、安全性は高いと言えます。

イ 公立みつぎ総合病院の立地は、災害危険区域の指定を受けていない場所にありますが、耐震性については、1号館以外は耐震基準を満たしていますが、1号館は周囲を建て増ししているため、現状では単独で耐震工事が実施できないため対応策を検討中です。

ウ 瀬戸田診療所は、鉄筋コンクリート造平屋建ての新耐震基準の建物ですが、急傾斜地警戒区域に位置しています。

エ 夜間救急診療所は、新耐震基準の施設であり、災害危険区域の指定は受けていま

せん。

(3) 機能性（施設設備、環境性能、バリアフリー等）に関する状況

ア 市民病院及び公立みつぎ総合病院では、建物全体に老朽化している部分が多くありますが、定期的な改修や最新の医療機器を導入することで、総合病院としての設備を維持しています。しかしながら、環境性能やバリアフリーにおいて、現在の基準からは不足している部分もあります。

イ 瀬戸田診療所は、CTやX線装置を備えた入院施設を有しています。バリアフリーについては全項目対応済みとなっています。環境性能は、LED・省エネ設備等非対応ですが、照明器具の劣化による更新時には順次LED化も検討していきます。

ウ 夜間救急診療所は環境配慮がされていないものの、バリアフリー化されています。

(4) 利用状況

市民病院及び公立みつぎ総合病院、瀬戸田診療所の利用者は、尾道市及び尾三医療圏の人口減少の影響もあり、外来・入院患者とも減少傾向にあります。また、住民の高齢化も進んでおり、将来にわたって患者が減少する可能性が高く、周辺環境や地域の医療ニーズにあわせた対策の検討が必要になります。

夜間救急診療は夜間だけの開設ではありますが、一定の利用者を保ち続けています。

(5) コスト状況

医療系施設の施設維持保守管理に係る主な経常費用は、光熱水費、施設・医療機器等の保守点検費となっています。

市民病院及び公立みつぎ総合病院では、光熱水費の契約や施設・医療機器等の保守契約の見直し、日常的な節電や機器を省エネルギーのものに更新するなど、効率的な施設管理や経費削減のための取り組みをしています。

4 今後の基本的な方向性

(1) 現状と課題

ア 市民病院は、市民の生命や健康を守る質の高い医療を安定的に提供するために、継続して使用していく必要がありますが、建物は本館部分が築30年を超えて老朽化が進み、患者も減少傾向が続くといった課題を抱えています。今後も継続して施設を使用するために、計画的に建物の長寿命化を図るなど、効率的な維持管理と安全性の確保が求められます。

イ 公立みつぎ総合病院は、市民の健康保持のために継続して使用していく必要がありますが、一部の建物は築50年を超えて老朽化が進み、患者も徐々に減少傾向が続くと予想され、また1号館の耐震性に関しては、現在も一部を使用中であり、周囲を建て増ししているため、単独で耐震工事が実施できないといった課題を抱えています。今後も継続して使用するために、1号館の代替え施設の検討、他の建物に

については計画的に建物の長寿命化を図るなど、効率的な維持管理と安全性の確保が求められます。

ウ 瀬戸田診療所は、地域医療を担う施設として住民からの要望もあるため、継続して使用していく必要がありますが、患者の減少傾向や、勤務医が広島県からの派遣医師のため、配置状況の変化などによる医療提供体制の低下が懸念されます。

エ 夜間救急診療所は、夜間の急病やケガなどの一次救急を担う重要な役割をもって運営されており、将来的な施設の在り方を検討する場合には、他の医療系施設も含め総合的な判断が必要となります。

(2) 今後の施設の考え方

ア 市民病院は、急性期医療の提供を担い、また、地域医療支援病院として、地域の医療機関との連携を担っています。

公立みつぎ総合病院では、急性期医療だけでなく、回復期から維持期、慢性期の医療、在宅医療や医療後の介護、更に施設サービスまでを幅広く提供しています。

診療圏域については、市民病院は、福山市松永地区や向島以南の医療も担い、公立みつぎ総合病院は、世羅町等の中山間地域の医療を担うなど、双方が異なる広域診療圏の患者を受け入れています。

市民の健康保持に市民病院と公立みつぎ総合病院は不可欠であり、前述のとおり病院機能が違い、双方が異なる広域診療圏の患者を受け入れていることから、両病院を再編することは現実的ではありません。ただし、医師採用難や患者減少等の厳しい経営環境を鑑み、地域の医療機関との機能分化と連携を強化する必要性が生じてくることも考えられます。

イ 瀬戸田診療所は、しまなみ海道に位置する生口島にあり、離島医療を含めた地域の医療を担っています。また、CTやX線装置を備えた入院施設として、地域住民の健康を守る「かかりつけ医療機関」としての重要な位置づけにあります。今後、地域包括ケアの推進と「施設から在宅へ」福祉サービスの提供体制の移行が予測されるなか、在宅生活を支える地域医療機関として引き続き適切な管理を行います。

ウ 夜間救急診療所は、夜間の一次救急医療を守るために必要な施設です。まだ新しい建物のため継続して管理を行っていきませんが、今後のあり方については他の医療系施設も含め総合的に検討する必要があります。

(3) 検討すべき方向性と実施時期（各施設毎の詳細は別紙3）

ア 市民病院は、今後も継続して利用するために、老朽化している空調設備や電気設備等の更新を行うとともに、計画的な予防保全により、施設の長寿命化を図ります。なお、将来的には大規模改修や建替も含めた中長期的な計画が必要となるため、社会情勢や経営状況等を鑑みながら検討を進めます。

イ 公立みつぎ総合病院について、これからも継続して利用するために、施設全体の老朽化している空調設備や外壁等の更新を行うとともに、計画的な予防保全により、施設の長寿命化を図ります。耐震基準を満たしていない1号館については代替えの

施設を建て機能を移転する方法等を検討し、地域医療構想の進捗を見ながら10年後を目途に、施設規模の再考と大規模改修や建替も含めた中長期的な計画を検討していきます。

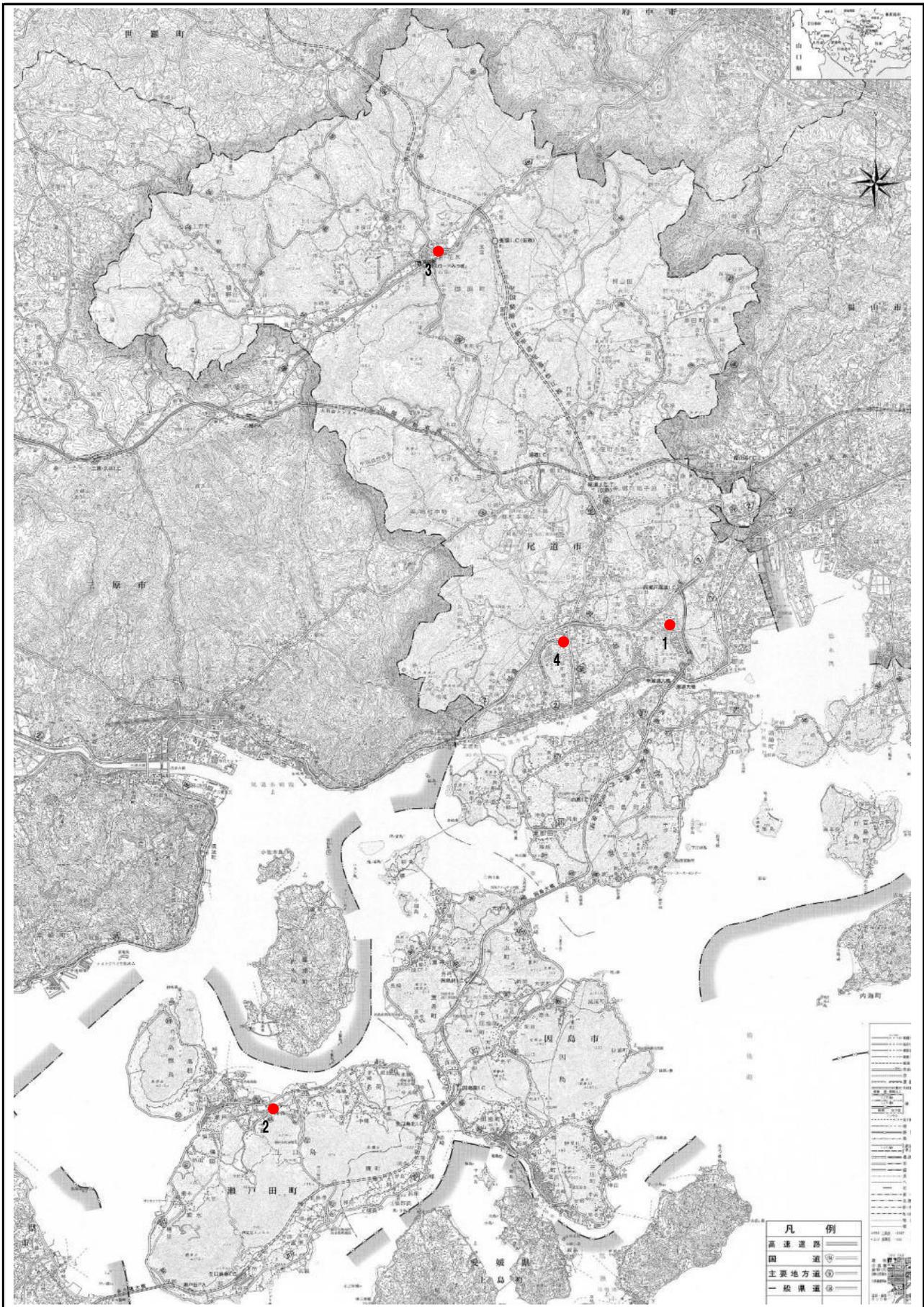
ウ 瀬戸田診療所は、地域の医療の中核を担う施設として主要となる建物も新しく、今後相当期間の使用も見込めることから機能を維持しつつ、住民の要望に応えるためにも基本的に施設を存続していきます。

エ 夜間救急診療所の建物自体はまだ新しく、継続して使用していきます。次の改修・更新の時期までには、他の医療系施設も含めて総合的に検討していきます。

別紙1 (対象施設一覧表)

No	施設名称	所管	所在地	主たる建物の建築年	延床面積 (㎡)
1	尾道市立市民病院	市民病院	尾道市新高山三丁目1170番地177	S63	25,443.18
2	尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所	市民病院	尾道市瀬戸田町中野400	H24	1,470.87
3	公立みつぎ総合病院	公立みつぎ総合病院	尾道市御調町市124番地	S42	18,869.31
4	夜間救急診療所	健康推進課	尾道市門田町22-5	H26	228.32

別紙2 (対象施設配置図)



別紙3（検討すべき方向性と実施時期）

No	施設名称	基本的な方向性	短期計画							中期計画		長期計画	
			R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09~R13	R14~R18	R19~R23	R24~R28
1	尾道市立市民病院	検討	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	検討			
2	尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所	改修・更新	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	改修・更新	現状維持
3	公立みつぎ総合病院	改修・更新	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	改修・更新	現状維持	⇒	⇒
4	夜間救急診療所	改修・更新	現状維持	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	改修・更新	現状維持	⇒